

令和 7 年 6 月 2 日
監 査 事 務 局

「監査結果に基づき知事等が講じた措置」の報告について

監査委員は、第二回都議会定例会に「令和 7 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 1 回）」を報告しました。

これは、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、年 2 回、知事等関係機関から是正・改善や再発防止の措置内容について通知を受け、公表するものです。

1 改善状況

前回報告（令和 6 年 1 2 月公表）で改善中であったもの及びそれ以降に措置対象となったもの合わせて 1 1 7 件のうち、6 5 件が改善済みとなりました。

残る 5 2 件については、引き続き知事等関係機関が措置を講じていきます。

2 措置内容の例

「電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備したもの」

（P. 6 令和 6 年定例監査）

- 発災時に安全確認が必要なライフライン設備の配置図の作成や掲示をしていない都立学校がありました。

⇒ 教育庁は、学校危機管理マニュアルでこうした設備の配置図例を見やすくした上で、発災時の安全対策について全都立学校に周知徹底しました。

「削除漏れがあった有形固定資産について、備品管理票を作成し、毎年、固定資産台帳と現品の突合確認を行うこととしたもの」（P. 7 令和 5 年度公営企業各会計決算審査）

- 交通事業会計の固定資産台帳において、処分したバスの車載放送装置や自動料金収納機などの価額の削除漏れがありました。

⇒ 交通局は、削除漏れとなっている資産について適正処理を行った上で、今後は、他の備品と同様に備品管理票を作成し、局の自主監査で、これら資産の突合作業について、事業所での実施状況の確認や抽出による現物確認を毎年実施していくこととしました。

◎ 報告の内容は、監査事務局ホームページでも公表しています。

監査事務局ホームページ：<https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

◎ 過去の指摘事例、改善措置は「監査指摘・改善措置等検索システム」で確認できます。

監査指摘・改善措置等検索システム：<https://www.kansal.metro.tokyo.lg.jp/search/>

監査事務局
ホームページ



監査指摘・改善措置
等検索システム



問合せ先 監査事務局総務課
直通 03-5320-7017